

業務指示書

エチオピア国「アファール州給水計画」フォローアップ協力

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年10月14日 12時 まで

問合せ先：調達部

中野 勉

Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年10月19日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の同員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地下水開発にかかる各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/地下水開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：地下水開発
- 2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 施設計画/調達/積算】

- 1) 類似業務の経験：施設計画/調達/積算
- 2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年10月23日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(ETB1 = 5.909 円 , US\$1 = 121.81 円 , EUR1 = 136.200 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記 (2) の実施場所以外からの出席を認めません。

() テレビ会議システムによる上記 (2) の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記 (2) の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等 (接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号) を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価 (技術評価) を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者 (副総括) は業務主任者 (総括) と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件 (業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く) においては、業務管理グループとしてシニア (46歳以上) と若手 (35～45歳) が組んで応募する場合 (どちらが総括でも可)、一律3点の加点 (若手育成加点) を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度 (公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。) 4月1日時点での満年齢とします。) ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/地下水開発
施設計画/調達/積算

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年11月6日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
エチオピア国「アファール州給水計画」フォローアップ協力

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/地下水開発	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 施設計画/調達/積算	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景・経緯

エチオピア国の国土面積は約 109.7 万 km² で、全人口 9,173 万人（2013 年：世銀）であり、東アフリカの「アフリカの角」地域の中心にある内陸国である。国民総所得（GNI）は 374 億米ドル（2013 年：世銀）、1 人当たり GNI は 410 米ドル（2012 年：世銀）である。エチオピアの安全な水へのアクセス率は 24%（2012 年：WHO, UNICEF）と、サブサハラ平均の 64%（2002 年：WHO, UNICEF）と比較しても極めて低い数値であり、村落部の住民は、生活用水の確保に多大な時間と労力を費やさざるを得ず、貧困を助長する一因となっている。

アファール州は首都アディスアベバの北東部にあり、人口約 127 万人、面積 92,371km² で、そのほとんどが大地溝帯の北西部に位置し、標高 300m 以下の土漠平原となっており、年平均降雨量は約 150mm の乾燥気候帯である。エチオピア政府は給水衛生開発プログラム（2002～2016）において、全国の村落給水の給水率を 2001 年の 23.1%から 2016 年には 70.9%に引き上げる計画であった。エチオピアの最も貧しい州の一つであるアファール州では、2001 年における村落普及率 14%を 2016 年までに 62%に改善することを目指していた。アファール州政府は、2001 年、同国の政府を通じて、我が国に対しアファール州の地方給水事業推進のための無償資金協力を要請した。この要請に基づき、2006 年～2008 年度の案件として、無償資金協力「アファール州給水計画」（以下、当初案件）が実施された。

当初案件は、給水率を 49.4%から 75.6%まで改善することを目的とし、アファール州の新興 9 町を対象に給水施設を整備し、2010 年 2 月に完工した。

しかしながら、2013 年 11 月に事後評価を実施したところ、9 町のうち 3 町（ネメレフェン、ウェデラゲ、クマミ）の給水施設が稼働していないことが明らかとなった。具体的には、井戸の揚水量の減退、水中ポンプの不十分な汲み上げ、発電機のオイル漏れ等の不具合の問題が発生している。また、2015 年 3 月にエチオピア事務所が実施した現状調査の結果、上記 3 町の他にも、ケレワン、グビドゥラにおいても給水施設に不具合がある可能性が指摘されたことから、これら 5 町を対象としたフォローアップ協力（以下、FU 協力）について、エチオピア政府から要請があった。

本業務では、フォローアップ調査（以下、FU 調査）として、対象 5 町の給水施設及びその付随施設の修理及び改修に必要な資機材を特定し、機材調達計画（案）及び応急対策工事（案）を策定する。なお、別途発注する

FU 協力業務では、調査結果に基づき、資機材調達並びに応急対策工事を実施し、先方実施機関で対応できない課題に緊急的に対処し、当初計画した効果の発現を目的とする。

2. 業務の概要及び FU 協力の要請概要

(1) FU 協力の目標

アフール州の計画対象 5 町の給水状況が改善する。

(2) FU 協力において期待される成果

1) FU 協力対象サイトの給水施設及びその付随施設が修理される。

<想定される修理内容>

ネメレフェン：井戸の機能復旧（孔内洗浄、揚水試験、ポンプ調達）、発電機の調達

ケレワン：井戸の機能復旧（孔内洗浄、揚水試験、水中モーターポンプ調達等の必要性を判断）

ウェデラゲ：井戸の機能復旧（孔内洗浄、揚水試験、ポンプ調達）、発電機の調達

クマミ：井戸の機能復旧（孔内洗浄、揚水試験、水中モーターポンプ調達等の必要性を判断）

グビドゥラ：発電機の修理部品、或いは仕様の特定、発電機の調達

2) アフール州水委員会における運営維持管理マニュアル及び州水資源局における運営維持管理指導計画案が作成される。

(3) 本業務である FU 調査の目標・成果

1) アフール州の計画対象 5 町の給水施設の改善案が作成される。

2) 上記の改善案について、仕様、図面、概略事業費等、入札に必要な情報が整理される。

3) アフール州水委員会における運営維持管理マニュアル案及び州水資源局における運営維持管理指導計画案が作成される。

(4) 対象地域（サイト）

アフール州ネメレフェン町

アフール州ケレワン町

アフール州ウェデラゲ町

アフール州クマミ町

アフール州グビドゥラ町

(5) 関係官庁・機関

アフール州水資源局

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

1) 我が国の援助活動

平成 18～20 年度アフール州給水計画（無償資金協力）（当初案件）

2) 他ドナー等の援助活動

なし

3. 業務の目的

本業務は、FU 調査として、「エ」国アフール州の 5 町において建設された給水施設及びその付随施設の現状を確認し、修理内容及び改修に必要な資機材を特定し、機材調達計画（案）及び応急対策工事（案）を策定するものである。

4. 業務範囲

本調査は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務の方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 報告書作成手続き等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 業務の方針および留意事項

(1) 機材の仕様及び施設の改修計画案について

FU 協力で機材調達及び改修工事を行う際は、現地調達及び「エ」国の業者による施工とする計画である。そのため、施設改修案の作成の際は、現地業者への発注を前提とし、設計・積算を行うこと。本 FU 協力では、孔内洗浄、揚水試験、ポンプの調達、発電機の調達等による施設改修を想定しており、揚水量の減退が井戸の枯渇による場合でも、予算等の制約から新規の井戸掘削は行わない。

これらの説明は、JICA 団員および事務所から実施機関に対し行うものとするが、必要に応じ、コンサルタントも同様の説明を実施機関に行うこととする。

(2) ポンプ引き上げ、孔内洗浄、揚水試験の実施

ネメレフェン及びウエデラゲの井戸について、必要に応じ、ポンプの引き上げ、孔内洗浄、揚水試験を実施する。同業務は再委託により実施する。現在までの情報では、2 か所でこれらの対応が必要と考えられるが、現場を踏査の上、

他の井戸でも必要であれば調査の実施中に JICA に提案すること。

なお、孔内洗浄、揚水試験について先方による実施可否を検討したところ、

①先方の技術では孔内洗浄は深度 80m までが限度、

②ネメレフェンでは水中ポンプを引き上げられず、孔内洗浄ができていない、との回答であったが、これらの業務については可能な限り先方の参加を促すこと。

また、本 FU 事業実施に必要な先方負担事項を確認し、有効な運営維持管理事項履行の申し入れを行う。

6. 業務の内容

上記「5. 業務の方針および留意事項」を踏まえつつ、以下（1）～（3）の業務を実施する。業務の工程と概要は以下のとおり。なお、詳細についてはプロポーザルにより業務の内容・方法を提案すること。

事前準備：	現地調査の準備
現地調査（FU 調査）：	不具合の特定、原因の調査、改修案の検討
国内解析：	設計・施工計画の作成、概算事業費の積算

（1）事前準備（2015 年 11 月下旬）

1）既存資料の分析及び要請背景、要請内容の把握

当初計画および関連案件の報告書、水理地質情報等を含む既存の関連資料・情報の整理、分析、検討する。更に現地で収集する必要のある資料、情報、データ等をリストアップする。

2）他ドナーの支援内容の確認

エチオピア国の調査対象地域において今後どのような支援が行われる予定であるかについて確認を行う。

3）業務全体の方針、方法、および作業計画の検討

業務全体の方針、方法、および作業計画の検討を行う。また、現地調査項目を整理し、現地調査計画を策定する。

4）インセプションレポートの作成

以上の作業を踏まえて、インセプションレポート及び質問票を作成する。内容は、FU 調査の調査計画、調査内容、先方実施機関への依頼事項等を取りまと

める。なお、インセプションレポート及び質問票は、JICA との契約締結後一週間以内に提出するものとする。

(2) 現地調査 (2015 年 11 月下旬～2016 年 1 月中旬)

1) インセプションレポートの説明・協議

2015 年 11 月～12 月に派遣される JICA 団員に協力し、インセプションレポートを相手国政府関係者等に説明し、本調査の目的、内容、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担等につき協議・確認を行う。

2) 現地再委託の準備

不具合の井戸を対象としたポンプ引き上げ、孔内洗浄、揚水試験について、現地業者の技術レベルの確認や見積取付等、現地再委託業務を実施する場合に必要な準備を行う。

3) 実施機関の実施体制の確認

実施機関の運営・維持管理体制や経営体制にかかる情報、技術力、経営状況等（財務状況、経営形態、料金制度、等）について確認する。

調査の精度は、本協力によって改善された施設を運営・維持管理できるかどうかの判断の材料とするのに必要な精度とする。

4) サイト状況調査

アフール州ネメレフェン、ケレワン、ウェデラゲ、クマミ、グビドウラの施設について、以下の項目の調査を行う。

ア 5 町において、給水施設の水源となっている井戸及び付帯施設である発電機の状況を現場で確認し、取水量等について調査し、不具合の有無を確認する。不具合がある場合には、その原因について検討する。

イ 送配水施設を踏査し、不具合の有無を確認する。

ウ 水資源局及び水管理委員会へのヒアリングにより、故障する前までの維持管理状況について確認する。

エ 当該施設に係る他ドナーによる支援状況について、ヒアリングにより確認する。

オ 「エ」国実施機関の人員、予算、技術等の給水施設維持管理体制について確認する。

カ 現地施工業者及び周辺国施工業者の技術力、人員、施工経験、財務体質等について調査する。

キ 調達計画策定にあたり調達が予定される資機材（ポンプ、配水管等）の

流通状況について調査する。

ク 商用電源の利用可能性について調査する。

5) ポンプ引き上げ、孔内洗浄、揚水試験の実施

上記4) アで確認した結果、不具合のある井戸に対し、効果があると判断される場合、ポンプを引き上げ、状態を確認する。また、孔内洗浄、揚水試験を再委託により実施する。プロポーザルにおいて、孔内洗浄と揚水試験の仕様を提案すること。数量は2~3本程度を想定しているが、現時点で数量が確定しないため、3本と仮定して見積りを取得すること。なお、現在の情報によれば、孔内洗浄が必要な井戸はネメレフェン、ウェデラゲの2か所である。

なお、調査の効率的な実施のため、先方の技術能力を評価した上で、先方によるこれらの調査が可能であれば、先方による実施も検討すること。先方の実施能力に関しては、①先方の技術では孔内洗浄は深度80mまでが限度である。②ネメレフェンでは水中ポンプを引き上げられず、孔内洗浄ができていない、という情報がある。

6) 施設改修計画(案)の検討

上記5) の調査結果に基づき、給水施設の改修計画(案)を検討する。

7) 必要な機材の確認

上記5) の調査結果に基づき、調達が必要な水中ポンプ、発電機の仕様を検討する。

8) 相手国負担事項の確認

以下の事項について相手国負担事項であり、各事項の責任者や必要経費の確保など、確実に実施されるための情報を確認する。

ア カウンターパートの配置

イ FU調査実施に際してのサイト住民への説明

ウ 維持管理のための適切な人員の確保

エ 孔内洗浄及び揚水試験への協力

9) 現地調査結果概要の説明

現地調査の結果について、先方政府、JICA エチオピア事務所に概要を報告する。

(3) 国内解析(2016年1月中旬~2016年2月下旬)

現地調査の結果を踏

まえ、帰国後 10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを報告する。その後、帰国報告会での議論も踏まえて、必要な解析・検討、設計・施工計画の見直し、概算事業費積算の見直しを行い、本体工事の内容について、具体的な提言案をファイナルレポートとして作成する。

なお、概算事業費の積算方法は、「協力準備調査の際の設計積算にかかるガイドライン等（JICA ホームページ掲載の最新版を用いる。ただし物価変動については最新の JICA からの通知を参照。）」に従い積算する。

なお、国内解析は以下の点を含むこととする。

1) 改修計画の策定及び積算の実施

- ア 機材（水中ポンプ、発電機等）更新にあたり適正な仕様を検討する。
- イ 施設改修計画案を検討・作成する。
- ウ 資機材及び労務に係る費用を調査し、改修計画に係る概算事業費を算出する。
- エ 調達・施工計画を作成する。

2) 運営維持管理体制についての提言・マニュアル等の案作成

現地調査を踏まえて先方で実施可能な運営維持管理体制について整理を行い、今回対象となっていない 4 町の状況もヒアリング等で確認の上、水委員会のための運営維持管理マニュアルが更新され、州水資源局のための運営維持管理指導計画案が作成される。

3) 入札関連書類の準備

JICA エチオピア事務所が入札会を実施するに当たり、公示（案）、参加資格事前審査（P/Q）関連書類（案）及び入札図書（案）を作成する。また、入札会の補助として、質問回答作成支援や応札書類の技術評価等を行う。

4) ファイナルレポートの作成

上記調査結果を踏まえ、改修計画についてファイナルレポートとして取りまとめ、その内容について JICA 担当者と事前に協議の上、JICA に提出する。

7. 報告書作成手続き等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち 3、4 を最終成果品とする。

なお、以下に示す部数は最終的に提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

	タイトル	部数	形式	備考
1	インセプションレポート	英文4部（2部は先 方政府備） 和文2部	電子デー タ・コピー	
2	現地調査結果報告書	和文2部 英文2部	電子デー タ・コピー	
3	入札関連資料最終案	英文2部 和文2部 CD-R2枚（英文一式、 和文一式）	簡易製本 CD-R	入札図書
4	ファイナルレポート	英文4部（2部は先 方政府用） 和文2部 CD-R2枚（英文一式、 和文一式）	製本 CD-R	・ファイナルレポート 本文 ・収集資料、資料リス ト

報告書の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照するものとする。

第3 業務実施上の条件

1. 調査の工程

調査の工程は以下のとおり。

工程名	2015		2016	
	11	12	1	2
事前準備	■			
現地調査		■		
国内解析			■	
FR				▲

2. 業務量の目途と団員構成（案）

（1）全体：約4.00MM

（2）調査団員の構成

1）分野構成：以下の2分野を基本とするが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた本業務全体の経費節

減の工夫をプロポーザルに明記のこと。

ア. 業務主任／地下水開発 3号

イ. 施設計画／調達／積算 4号

3. 相手国の便宜供与

カウンターパートの参加等

4. 参考資料

F/U 協力要請書、その他関連資料

① 配布資料

アファール州給水計画 FU 協力（案）施設現況エチオピア事務所調査

② 閲覧資料

本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイト

(<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

・エチオピア連邦民主共和国 アファール州給水計画基本設計調査報告書

・Basic design study report on the project for water supply development in the Afar National Regional State in the Federal Democratic Republic of Ethiopia

5. 当機構からの参加団員の構成と現地調査工程（案）

（1）現地調査

1）団員構成：総括（JICA）

村落給水（JICA）

業務主任／地下水開発（コンサルタント）

施設計画／調達／積算（コンサルタント）

2）調査工程：派遣時期 2015年11月末～12月初旬

相手国関係機関等との協議及び現地調査を通して、協力計画等にかかる検討を行い、双方で確認すべき基本的事項にかかるミニッツを取りまとめる。（約12日間）

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。

<井戸施設の孔内洗浄、揚水試験>

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名

並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。なお、現在の情報によれば、孔内洗浄が必要な井戸はネメレフェン、ウェデラゲのみである。孔内洗浄、揚水試験については、先方の実施も検討すること。

7. その他の留意事項

(1) 業務主任／地下水開発の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任／地下水開発は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、施設計画／調達／積算団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。